

職員採用に関するQ & A（資格保有者・職務経験者）

Q 1：商工会について教えてください。

A 1：商工会は「商工会法」に基づいて設立された公益的な特別認可法人で、愛知県内に57カ所あります。商工会は、主に町村に設立されており、地域の商工業者が業種に関わりなく会員となって、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行っており、愛知県で約3万8千企業が加入している経済団体です。

商工会の事業には大きな2本の柱があり、一つは国や愛知県の小規模企業施策（経営改善普及事業）の実施機関として、小規模事業者に寄り添った伴走型の支援をするために様々な事業を実施しています。

もう一つは、魅力ある地域づくりのための様々な地域振興事業に取り組んでいます。

また、都道府県組織として愛知県商工会連合会（以下「連合会」という。）があり、広域的なテーマや専門的なテーマについて、商工会、小規模事業者及び地域を支援しています。

なお、市部には主に商工会議所が設立されており、商工会と同様の活動を行っていますが、組織運営面などで異なる面もあります。

Q 2：商工会にはどんな職種がありますか？

A 2：大きく分けて、事務局長・経営指導員・補助員・記帳担当職員の4つの職種があります。

事務局長は、商工会の事務局を統括する管理的な立場にある職員です。

経営指導員は、専門知識を持って経営改善普及事業に専従して経営支援を行う職員です。地区内における小規模事業者の経営及び技術の改善発達を図るため、経営・金融・経理・労務などについての相談・支援にあたりるとともに、経営、技術上の知識の向上を図るために、講習会等を開催しています。

また、地域全体の活性化に必要な地域の経済的特色などの把握、分析などを行い、小規模事業者の経営上、役に立つ情報及び資料の提供等を行っています。

補助員は、経営指導員が行う経営支援を補佐しながら、商工会を運営するための様々な事務を行う職員です。

記帳担当職員は、経営支援の中でも特に記帳、決算の指導を中心に行う職員です。

もちろん、一人ですべての仕事をするには限界があります。職員毎で職責、職種、経験、知識が異なりますが、職員全員がそれぞれの役割に応じて、商工会全体として仕事に取り組んでいきます。

Q 3 : 愛知県商工会人事管理委員会について教えてください。

A 3 : 愛知県商工会人事管理委員会（以下「人事管理委員会」という。）は、連合会の会員である商工会及び連合会の職員の人材確保、資質向上、人事交流、身分の安定、その他人事管理の適正化を図るために、連合会に設置されている機関です。

Q 4 : 商工会が求める人材について教えてください。

A 4 : 『あなたのやる気が地域の活力に結びつく。そんなやりがいのある仕事、それが商工会職員の仕事です。』

- ◎ 民間企業等で培った豊富な知識や経験により、地元事業者の発展・継続に貢献したいと考えている人
- ◎ 社会の変化に敏感で柔軟な発想を持つ人
- ◎ 目標に向かって自身は何ができるかを、広い視野で考え実行できる人

商工会は、商工業者ととともに地域の発展に取り組むことができるエネルギッシュな人を求めています。

Q 5 : 採用試験を受けるにはどうしたらよいのでしょうか？

A 5 : 募集要領により応募資格をご確認のうえ、受験申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、申込受付期間内に人事管理委員会事務局（連合会内）へ直接持参するか、郵送してください（当日消印有効です）。

なお、受験申込書・履歴書・職務経歴書・自己紹介書については、人事管理委員会の指定様式となっていますので、人事管理委員会事務局で受領するか、連合会ホームページ <https://www.aichipfsci.jp/shokuinaiyou1/> からダウンロードしてください。

申込書の受付後、書類選考の合格者に対し、試験会場を指定した受験通知を折り返し郵送します。受験通知は試験会場に持参してください。

Q 6 : 採用方法を教えてください。

A 6 : 人事一元制度により、新たに採用される職員（一般職員として採用される場合を除く）については、任免権（採用決定権と退職承認権）が連合会に帰属する職員として採用され、連合会と雇用契約を結んだ後、勤務先商工会へ移籍出向により赴任いただきます（労働契約併存方式が採用されます）。

一般職員として採用される場合は、勤務先商工会に個別に採用され、雇用契約を結ぶことになります。

前記いずれの職員にかかわらず、商工会等に採用後、他の商工会等へ人事交流により異動することがあります。

Q 7 : 最終合格してから採用までの流れはどうなっていますか？

A 7 : 最終合格者は採用認定試験合格者名簿に登載され、人事管理委員会は名簿登載者の中から、各任命権者の請求に応じて推薦します。

各任命権者は被推薦者の中から採用候補者を選定し、連合会が採用を決定、移籍出向受入という方法で商工会に勤務することになります（一般職員として採用される場合は当該商工会が決定します）。

なお、合格者名簿の有効期間は、原則として名簿登載確定後 1 年間です。

Q 8 : 最終合格しても、採用されない場合がありますか。

A 8 : 「合格 = 採用」ではありません。

最終合格者は採用認定試験合格者名簿に登載されます。

例年、年度末の急遽の退職者の補充が十分にできるよう、職員募集要領の採用予定者数を上回る人数を合格とし、合格者名簿に登載しています。

その名簿登載者の中から新規採用者を決定していますが、必ずしも、名簿登載者全てが採用内定、又は採用決定されるわけではありません。

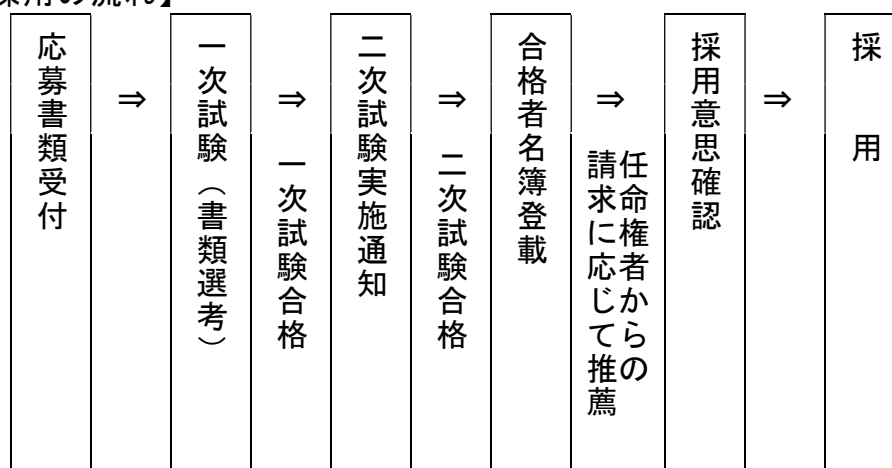
また、名簿に登載された日から 1 年間は商工会等職員として採用される資格を有することとなりますが、職員として採用される意思が無いと判断された場合、又は採用されることなく 1 年を経過した場合は、この名簿から削除されます。

名簿登載者の他企業への就職についても、何ら拘束するものではありません。

なお、採用予定者数は今後変わることがありますが、例年をみますと、当初より増えることが多いです。

また、平成 25 年度以降の採用試験において、最終合格し、名簿登載された方は、自ら辞退を申し出た方を除き、全員、4 月 1 日に商工会等職員として採用されております。

【採用の流れ】



Q 9 : 採用時に勤務場所を希望することはできますか？

A 9 : 勤務場所は愛知県内の 5 7 市町村商工会、または連合会になります。受験者が勤務場所を選ぶことはできません。

(愛知県内のいずれの商工会、又は愛知県商工会連合会に勤務できることが採用の必須条件になります)

Q 10 : 採用後に人事異動はありますか？

A 10 : 商工会間、商工会と連合会間で人事交流による異動があります。

異動の頻度については、5 年程度で異動する場合もあれば、10 年以上ひとつの商工会に勤務する場合もあり、様々ですので一概には言えません。

なお、異動にあたっては、意向調査はしますが、人事管理委員会が当該商工会等と調整し、本人の特性や能力などを考慮して決定しています。

Q 11 : 人事異動は希望できますか？

A 11 : 年に一度、人事交流による異動の希望などを確認する制度があります。必ず希望がかなうとは限りませんが、異動の希望があれば自ら申出ることができます。

Q12：職員住宅、独身寮はありますか？

A12：ありません。ただし、勤務地の近隣に下宿したいなどの希望がある場合、当該商工会を通じて賃貸住宅等を紹介することはあります。

Q13：出産、育児の後も仕事を続けていくことはできますか？

A13：出産や育児のための休みを取得することができます。

Q14：採用後の研修について教えてください。

A14：採用後3年の間に職員としての基礎的な知識を習得するための研修を受けていただきます。その後も職種や経験年数等に応じた研修、業務に関連する研修、WEBを利用した研修などの様々な研修があります。
また、自己啓発支援として資格取得支援制度もあります。

Q15：人事考課の方法について教えてください。

A15：人材育成の観点から、全ての商工会と連合会において「定量的評価」と「定性的評価」の二つの面から総合的に人事考課を実施します。
定量的評価は、業務目標を設定し、その達成度に応じて評価します。定性的評価は業務の取組姿勢・意欲を評価します。